

28環総政第786号
平成28年12月 1日

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（馬事公苑）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（馬事公苑）

3 対象事業の所在地

東京都世田谷区上用賀一丁目1 他

東京都世田谷区上用賀二丁目1-1 他

第2 意 見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(大気等、土壤)】

(大気等)

建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足するとしているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

(土壤)

工事中に土壤汚染が確認された場合には、汚染物質の拡散や地下水への浸透などを防止するよう適切な土壤汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

緑化計画について、樹種等の植栽内容や植栽配置は、今後、具体的な検討を行うとしていることから、現況からの変化の程度と計画地内の環境及び周辺の環境に与える影響について明らかにすること。

(生物の生育・生息基盤)

計画地は昭和15年に開苑以来、植栽樹木の生育及び更新が見られ表面には落葉等により腐植層が成立し、豊かな表土が存在していることから、その保全と新たな植栽に当たっては有効活用を図ること。

(生物・生態系)

計画地内で確認された注目される種のうち、可能な限り移植を行うとしている種には移植が困難な種が含まれていることから、今後、植栽配置を検討するにあたっては、現位置における保全を検討すること。また、移植を行う場合は、生息環境に配慮し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなど適切な移植計画の策定に努めること。

(緑)

武蔵野自然林や外周部樹林帯は保全エリアとして樹木保全を行うとともに、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としていることから、保全エリア以外の既存樹木の保全計画について明らかにすること。

【生活環境(騒音・振動)】

(騒音・振動)

- ① 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、周辺道路の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えていている地点があることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること。
- ② 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設等の環境上配慮すべき施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。

【アメニティ・文化(自然との触れ合い活動の場)】

(自然との触れ合い活動の場)

- ① 事業の実施により、自然との触れ合い活動の場である馬事公苑内は改変されるが、四季の広場など新たな自然との触れ合い活動の場を整備する計画としていることから、その機能や想定される利用形態について具体的に記述すること。
- ② 計画地内において、現在、日本庭園が位置する場所に新たに整備されるナチュラルアリーナに池を整備する計画としていることから、その役割について明らかにすること。

【資源・廃棄物(廃棄物、エコマテリアル)】

(廃棄物)

建設廃棄物の再資源化率に「建設リサイクル推進計画2014」(国土交通省)における目標値を設定しているが、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努めること。

(エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【交通(交通渋滞、交通安全)】

(交通渋滞、交通安全 共通)

工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全措置を徹底し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

(交通渋滞)

計画地の周辺は片側 1 車線道路であり、また、路線バスの停留所が多く存在しているとともに、その停留所に近接して工事用車両の出入口がある。このため、工事用車両の走行に当たっては、出入り口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としていることから、環境保全措置を徹底し、交通の円滑化に努めること。

(交通安全)

計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在しており、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所もある。このことから、環境保全措置を徹底することはもとより、大型車両の走行には特に注意するなど、より一層の交通安全の確保に努めること。